

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めたときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容
退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容

二 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

三 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発すことができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

二 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由の要旨を示せば足りる。

2 3 保護命令は、相手方に対する電子決定書（第二十一條において準用する民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。）の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによつて、その効力を生ずる。

3 4 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 5 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 6 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

6 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

7 1 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

7 2 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき説明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

7 3 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

7 4 前項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 5 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

9 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

10 6 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

11 7 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至つたことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4	裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
5	第三項の取消しの申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。
6	第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
7	第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。 (退去等命令の再度の申立て)
8	第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該退去等命令を発しないことができる。
9	前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号別記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。 (非電磁的事件記録の閲覧等)
10	第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは贈写又はその正本、原本若しくは抄本の交付を請求することができる。
11	前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
12	前二項の規定にかかるわらず、相手方は、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これら の規定による請求をすることができない。
13	4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。 (電磁的事件記録の閲覧等)
14	第十九条の二 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。
15	2 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電子情報処理組織を用いて、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用による複写を請求することができる。
16	3 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受け付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内

4	容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
5	前三項の規定にかかるわらず、相手方は、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これら の規定による請求をすることができない。 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。 (事件に関する事項の証明)
6	第十九条の三 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したもの最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。ただし、相手方につては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
7	第二十条 削除
8	(民事訴訟法の準用)
9	第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第二百三十二条の十三の規定を除く。)を準用する。 (最高裁判所規則)
10	第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
11	第五章 雜則
12	(職務関係者による配慮等)
13	第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わばその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
14	2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行ふものとする。 (教育及び啓発)
15	第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。 (調査研究の推進等)
16	第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、被害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。 (民間の団体に対する援助)
17	第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。 (都道府県及び市町村の支弁)
18	第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで

(その他の経過措置の政令への委任)

の規定 平成二十六年十月一日

附 則

(令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

三 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

七 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

八 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

九 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十一 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十二 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十三 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十四 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十五 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十六 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十七 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十八 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

十九 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十一 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十二 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十三 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十四 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十五 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十六 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十七 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十八 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

二十九 第三十八条 これの附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十二条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項及びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定
六月を超えない範囲内において政令で定める日

公布の日から起算して二年
